

国民スポーツ大会大阪府代表選手の選考等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪府スポーツ協会（以下「本会」という。）における国民スポーツ大会等に参加する大阪府代表選手（以下「代表選手」という。）の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 本会の加盟競技団体（以下「競技団体」という。）が、国民スポーツ大会の競技会に参加する代表選手候補者を選抜しようとするときは、競技団体が定める代表選手選考基準（以下「選考基準」という。）に基づいて行わなければならない。なお、選考基準は次に掲げる事項に十分配慮するものとする。

(1) 選考基準の明確化

代表選手の選考にあたっては、選考人数、選考期間、選考対象大会、選考の方法、予選会免除対象者の取扱い、その他選考において考慮すべき事項について、具体的に定めた基準を設定すること。また、選考基準は代表選手選考団体の委員会等で決定され、具体性があり、客観的に公平性・公正性が認められる内容であること。

(2) 選考基準の周知

選考基準は、選手・監督等の関係者に対し、通知又はホームページ等により、広く確認できる方法で余裕を持って事前に周知すること。

(3) 選考基準の変更

原則、選考期間中又は選考対象大会開始後に選考基準の変更を行わないこと。なお、やむを得ず変更を行う場合は、選手・監督等の関係者へ周知し、十分に理解を得ること。

(4) 選考基準の説明責任

選考結果は、選手・監督等の関係者に対し、通知又はホームページ等により、広く確認できる方法で周知すること。また、選考結果に対する質問や疑義があった場合等の対応窓口を提示し、問合せ等があった場合は速やかに対応するとともに、当該問合せをした者の理解が得られるよう誠意を持って具体的かつ明確な説明に努めるなど適切に対応すること。

- 2 本会は、前項の規定により競技団体によって選抜された代表選手候補者が国民スポーツ大会基準要項細則に規定された参加資格及び年齢基準等を満たした者であるかどうかを確認しなければならない。

(選考基準の届出)

第 3 条 競技団体は、国民スポーツ大会にかかる選考基準を本会に届け出なければならない。また、選考基準を変更したときも同様とする。

(国民スポーツ大会以外の代表選手選考)

第 4 条 国民スポーツ大会以外の大会で本会又は公益財団法人日本スポーツ協会（日本スポーツ少年団を含む。）が主催又は共催する大会に参加する代表選手を選考する場合は、前 2 条の規定を準用するものとする。

(不服申立)

第 5 条 代表選手以外の者が競技団体の決定した代表選手の選抜に不服があるときは、公

益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定めるスポーツ仲裁規則に基づく仲裁により解決する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月26日に一部改正し、同日施行する。